

商店街の皆さまに お使いいただける施策集 (資料集)

平成29年12月

目次

- 1 . 商店街で取り組む新事業を支援します
- 2 . 各店舗の取組を支援します
生産性向上
販路開拓・新商品開発
事業承継
- 3 . 商店街事務局を支援します
- 4 . 商店街の資産の活用を支援します

本資料に掲載されている情報には、平成30年度当初予算案等に盛り込まれている事業に関するものが含まれており、事業実施の際には当該予算等の国会での可決・成立が必要となります。

1 . 商店街で取り組む新事業を支援します

- 地域・まちなか商業活性化支援事業
- インバウンド型クールジャパン推進事業（地域文化資源活用空間創出事業）
- 全国商店街支援センター（トータルプラン作成支援事業等）

地域・まちなか商業活性化支援事業

平成30年度予算案額 16.3億円（17.8億円）

- (1) 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
03-3501-3754
- (2)~(3) 中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

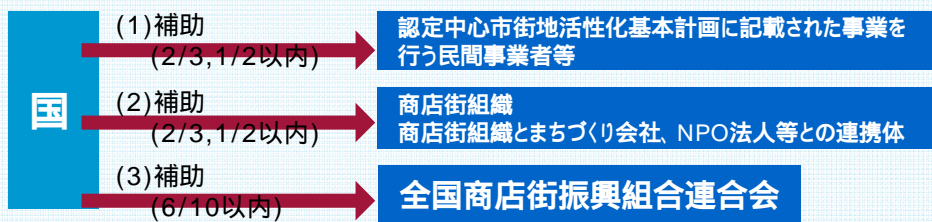
事業目的・概要

- 中長期的に、更なる人口減少、少子・高齢化の進展が叫ばれている中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠です。
- 本事業では、(1)コンパクトシティ化に取り組む意欲ある地域における、波及効果の高い民間プロジェクト等（複合商業施設等の整備）、(2)商店街が実施する役割・規模・ステージに合った全国モデル型の新しい取組を支援します。
- また、(3)全国商店街振興組合連合会が実施する経営改善や教育、情報提供事業に要する費用を補助します。

成果目標

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、他の商店街等への波及効果が認められた補助事業の割合50%の達成を目指します。
- 各事業においては、来街者数の増加や売上の増加等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) <中心市街地> 機能集約支援

（複合商業施設のイメージ）

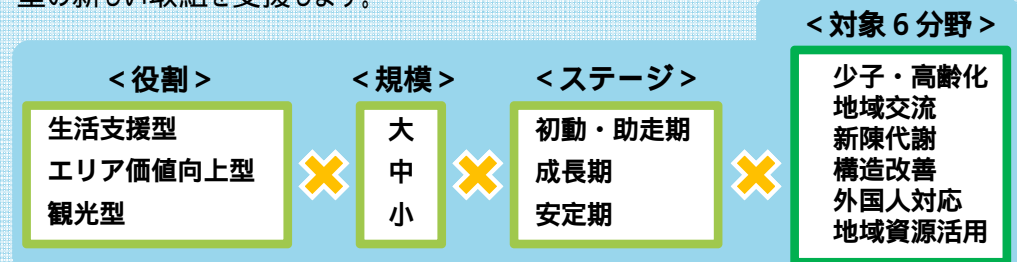
<観光・インバウンド> <都市機能複合整備> <周辺にない高度機能>



地域産品販売・飲食店・交流スペース等、住民や内外の観光客等のニーズに対応する複合商業施設整備等を支援します。

(2) <商店街> 役割・規模・ステージに合わせた取組支援

商店街の役割・規模・ステージに合わせて行う、対象6分野に関する全国モデル型の新しい取組を支援します。



(3) 全国商店街振興組合連合会支援事業

全国商店街振興組合連合会が実施する、経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業に要する経費を補助します。

地域文化資源活用空間創出事業

平成29年度補正予算案額 15.0億円

(1) 中小企業庁 商業課
03-3501-1929

(2) 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
03-3501-3754

事業の内容

事業目的・概要

- 2020年オリンピック・パラリンピックを迎える中、文化政策と経済政策の相乗効果を高める「文化経済戦略」を実現し、文化振興に経済が貢献し、経済活動から新たな文化が生まれる好循環を生み出すことが重要です。
- 本事業では、歴史的建造物群を中心としたまちなみ整備や、文化イベントを契機とした地域の活性化、名所・観光地・食文化等地域文化資源と連携した空間創出によって、にぎわいを創出し、交流人口を増加させるとともに、これらと連携した中小企業・小規模事業者の事業活性化を図る事業を支援します。

< 支援内容例 >

歴史的建造物等を活用した施設・まちなみ整備

地域文化資源の魅力発信のための取組・施設整備

地域文化資源と連携したインバウンド対応の取組・施設整備

条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 補助(1/2、2/3以内)

国

商店街組織
商店街組織とまちづくり会社、NPO法人等との連携体

(2) 補助(1/2、2/3以内)

国

認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等

事業イメージ

歴史的な建造物等を活かした施設・まちなみ整備

例：歴史的な町並みを活かし、伝統的建築物等をゲストハウスやカフェ等として改修し、まちの魅力を向上。



地域文化資源の魅力発信のための取組・施設整備

例：城近くの商店街が、外国人観光客等に日本文化体験事業を商店街内で実施。



地域文化資源と連携したインバウンド対応の取組・施設整備

例：観光名所の庭園に近い商店街において、外国人観光客を呼び込むため多言語の免税店マップの作成や免税手続き一括カウンターを設置。



トータルプラン作成支援事業（株式会社全国商店街支援センター）

- 商店街の課題や消費者のニーズなどに対応した商店街活性化のためのユニークな取り組みに対し、アイデアの試行と実効性の検証を行うことで継続的な事業として確立できるよう支援。そのプロセスを1．計画、2．実行、3．確認、4．継続の4段階に分け、段階ごとに支援パートナーを派遣し、適切なアドバイスを実施。

ビジョンづくりからプランづくりまで一貫サポート

実践コース

ビジョンづくり（3回）

- 現状の把握
- 課題の抽出
- ビジョンチャート作成

プランづくり（3回）

- 課題を基にした取組の検討
- 取組の優先順位決め
- 事業プランの作成

実践者講演および調査は必要に応じて実施

入門コース

プランづくり体験（1回）

- 実践者等講演
- ワークショップ



商店街活性化に向けた総合的な計画づくり

2 . 各店舗の取組を支援します

生産性向上の取組を支援します

- サービス等生産性向上IT導入支援補助金
- 消費税軽減税率対策補助金
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
- 中小企業経営強化税制
- 所得拡大促進税制
- 交際費課税の特例
- 少額減価償却資産の特例
- 固定資産税の特例
- 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）
- 全国商店街支援センター（繁盛店づくり支援事業）

サービス等生産性向上IT導入支援事業費

平成29年度補正予算案額 500.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 足腰の強い経済を構築するためには、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の生産性の向上を図ることが必要です。特に、我が国GDP及び地域経済の就業者の約7割を占めるサービス産業(卸小売、飲食、宿泊、運輸、医療、介護、保育等)等の生産性の底上げが非常に重要です。
- 生産性向上にはIT投資が有効ですが、資金面、ITリテラシー不足等により、浸透が遅れていると指摘されています。
- しかし、近年の技術進歩により、業種別の特性に応じた操作性・視認性・価格に優れたITツール(財務会計等の業務を抜本的に効率化するツールや、飲食業や小売業が直面する税率を含む会計処理の対応や商品管理などを効率的に行えるツール等)が登場し、様々な業種・業態における利用ポテンシャルが高まっています。
- こうしたITの導入支援にあたり、単なる導入支援のみではなく、IT事業者と中小企業・小規模事業者間の情報の非対称性を是正するため、セキュリティにも配慮したITツール及びその提供事業者の成果を公開し、IT事業者間の競争を促すとともに、効果の高いツールの見える化、ノウハウの集約と横展開を行うプラットフォームの構築を通じて、中小企業・小規模事業者によるIT投資を加速化させ、我が国全体の生産性向上を実現します。

成果目標

- 本事業により、補助事業者の生産性を向上させ、サービス産業の生産性伸び率を2020年までに2.0%を実現することに貢献します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

- 中小企業等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上(売上向上)に資するITの導入支援を行います(補助額:15万円~50万円、補助率:1/2)。
- 想定する主なITのイメージは、以下のとおりです。
簡易税務・会計処理
POSマーケティング (参考)ITの利用イメージ
簡易決済
在庫・仕入れ管理
顧客情報管理・分析 等
- 導入支援にあたっては、
1) IT導入を経営改革に着実に繋げる観点から、申請時に生産性向上計画の作成・提出を求め、各社の成長戦略(事業課題、将来計画等)とIT等の導入設備の必要性について明確化します。
2) データ連携が可能なITツールの効果を最大限引き出すためのサポートや、事業終了後もフォローを行う体制を整備します。
3) ITツールを導入した成果(労働生産性の向上率等)について、国への報告を義務付けます。あわせて、こうした成果に基づき、ITツール及び当該ツールを提供したIT事業者の評価を行い、原則としてHP等で公開することとします。成果の評価に際しては、ローカルベンチマークの指標も活用し、また、業種毎の特性も加味することとします。
4) この他、おもてなし規格認証や、第三者による生産性向上計画の作成支援、セキュリティ対策への配慮等を盛り込むなど、サービス産業等の生産性向上施策等との連携を図ります。
5) 併せて、本事業を通じて得られた生産性向上の好事例やノウハウを集約して横展開を進めていくためのプラットフォームを構築し、全国の中小企業・小規模事業者に対して、広報・普及等を行います。

軽減税率対策補助金（中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金）

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

	レジ導入等の支援（A型）	受発注システムの改修等の支援（B型）
概要	複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。（レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。）	電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。
補助率	原則 2 / 3 ・導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合 3 / 4 ・タブレット等の汎用端末は1/2（周辺機器とのセット購入のみ補助対象）	2 / 3
補助額限	レジ1台あたり20万円。新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円が加算。複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限。	小売事業者等の発注システムの場合 1000万円 卸売事業者等の受注システムの場合 150万円 発注システム・受注システム両方の場合 1000万円
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ本体 ・レジ付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドロア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンタ・ルーター・サーバ） ・機器設置に要する経費（運搬費含む） ・商品マスタの設定費 <p>（リースの場合も対象です） （具体的な対象機種等は、ホームページで公表します）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修 ・現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替 ・電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能の改修・入替（受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じたものを支援します。） <p>（リースの場合も対象です）</p>
申請等	申請者自身による申請に加え、ホームページで公表する一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請」等の利用が可能です。また、基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、事務局が指定したシステムベンダーなどが「代理申請」を行います。 ・ただし、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスを自ら導入する場合は、申請者自身での申請となります。
申請のタイミング	機器導入・改修後（申請は随時受付）	指定事業者による改修：システム改修・入替前（申請は随時受付） 自己導入：システム改修・入替後（申請は随時受付）

（参考）このほかに、レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。

詳細は、ホームページをご確認ください。随時更新されます。
軽減税率対策補助金事務局ホームページ（www.kzt-hojo.jp）

お電話でも問合せを受け付けております。
軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：平日9時～17時 / 通話料有料）
TEL:0570(081)222（IP電話等からの番号 03(6627)1317）

お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。

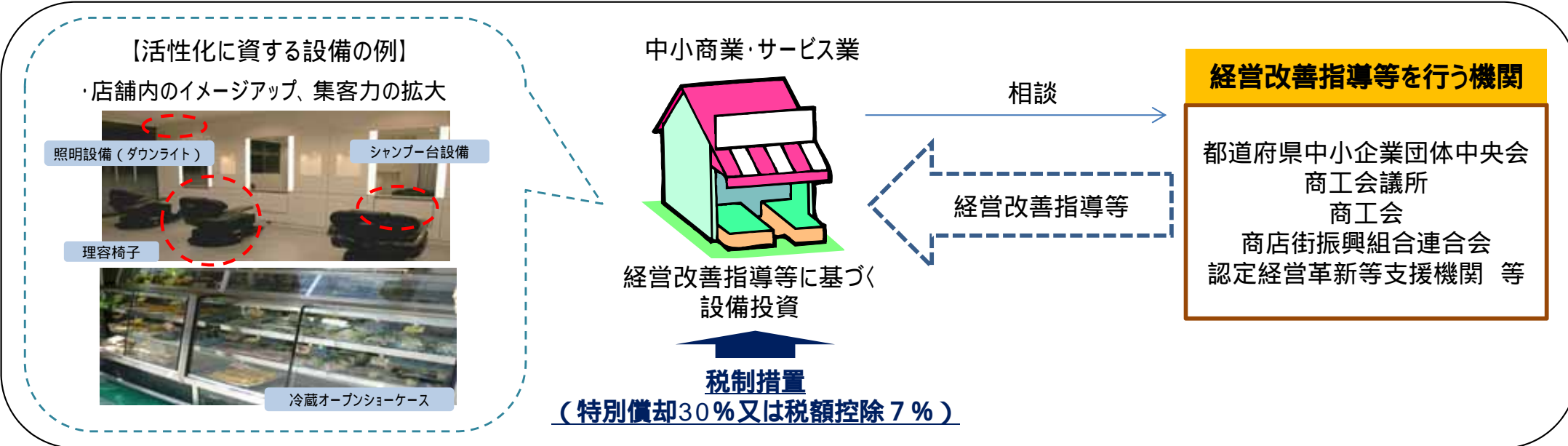
商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化を図るため、一定の要件を満たした 経営改善設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。
平成29年度税制改正で、適用期限を2年間延長。

概要 【適用期間：平成30年度末まで】

本税制は、商業・サービス業者等が経営改善設備(1)を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(2)ができる措置。

- (1) 認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。
器具・備品(ショーケース、看板、レジスター等)：1台30万円以上
建物附属設備(空調施設、店舗内装等)：1台60万円以上
- (2) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る。

【本税制のイメージ図】



中小企業経営強化税制（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。

平成29年度税制改正で、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、創設（平成30年度末まで）。

概要

【適用期間：平成30年度末まで】

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	経営強化法の認定 生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	経営強化法の認定 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	機械・装置（160万円以上） 測定工具及び検査工具（30万円以上） 器具・備品（30万円以上） （試験・測定機器、冷凍陳列棚など） 建物附属設備（60万円以上） （ボイラー、LED照明、空調など） ソフトウェア（70万円以上） （情報を収集・分析・指示する機能）	機械・装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること / 国内への投資であること / 中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除（資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%）	

事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外。⁹

- 従来の制度から支援を深掘り(控除率10 15%)するとともに、制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進し、中小企業の賃上げを強力に支援。
- また、思い切った賃上げ(2.5%以上)に加えて人材投資や生産性向上に取り組む企業には、更に大胆な支援を実施(控除率22% 25%)。

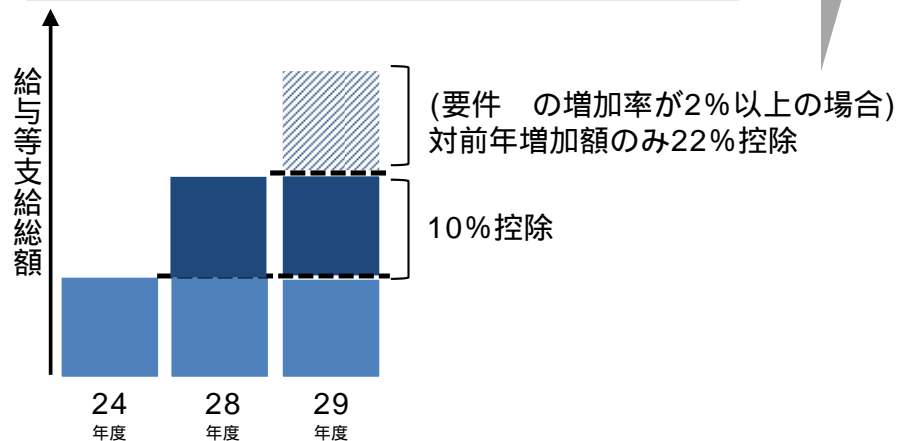
現行制度

適用の要件

- 【要件】 給与等支給総額が対基準年度(平成24年度)比で3%以上増加
- 【要件】 給与等支給総額が前年度以上
- 【要件】 平均給与等支給額が前年度を上回る

税額控除

給与等支給総額の前年度増加額の10~22%の税額控除



法人税額の20%が上限

改正概要

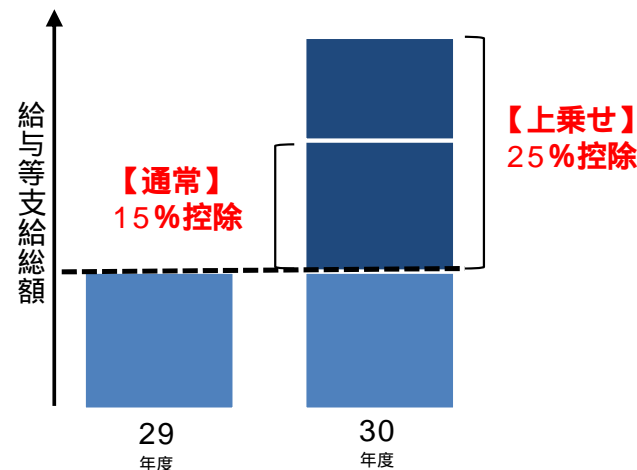
【適用期限：平成32年度末まで】

適用の要件

- 【要件】 給与等支給総額が前年度以上
基準年度との比較要件は撤廃
- 【要件】 平均給与等支給額が前年度比で**1.5%以上**増加
なお、**計算方法を簡素化**

税額控除

- 【通常】 給与等支給総額の前年度増加額の**15%の税額控除**
- 【上乘せ】 一定の要件()を満たす場合は**25%の税額控除**



法人税額の20%が上限

< 上乘せ要件 >

要件の増加率が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと

教育訓練費が対前年度比10%以上増加

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

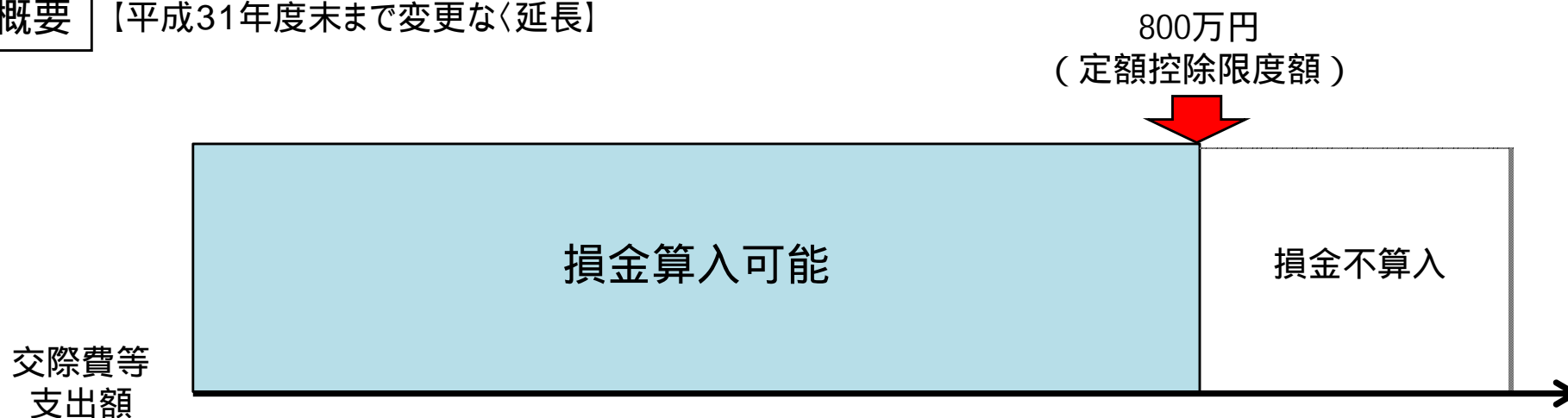
中小法人の交際費課税の特例 (法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額（800万円）までの損金算入が認められている。
- 交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段に限られる中小法人を支援するため、適用期限を2年延長する。

改正概要

【平成31年度末まで変更なく延長】



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。
得意先、仕入先その他事業に係りのある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】(注) 交際費等のうち、接待飲食費の50%までを損金に算入ことも可能(大法人も適用可能)。
中小法人については、定額控除限度額(800万円)までの損金算入との選択適用。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)

延長

- 従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。
- 中小企業者における償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、及び少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を支援するため、適用期限を2年間延長する。

改正概要

【平成31年度末まで変更なく延長】

	取得価額	償却方法	
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計300万円 まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却(注)	本則
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

(注) 20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

- 集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、**償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。**

特例措置の内容

以下の要件を満たす設備投資を対象

市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資

- ・ 中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
- ・ 企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定

真に生産性革命を実現するための設備投資

(導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)

企業の収益向上に直接つながる設備投資

(生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)

及び 〇の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される

特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。

当該特例措置は、集中投資期間(平成30年度~32年度)に限定

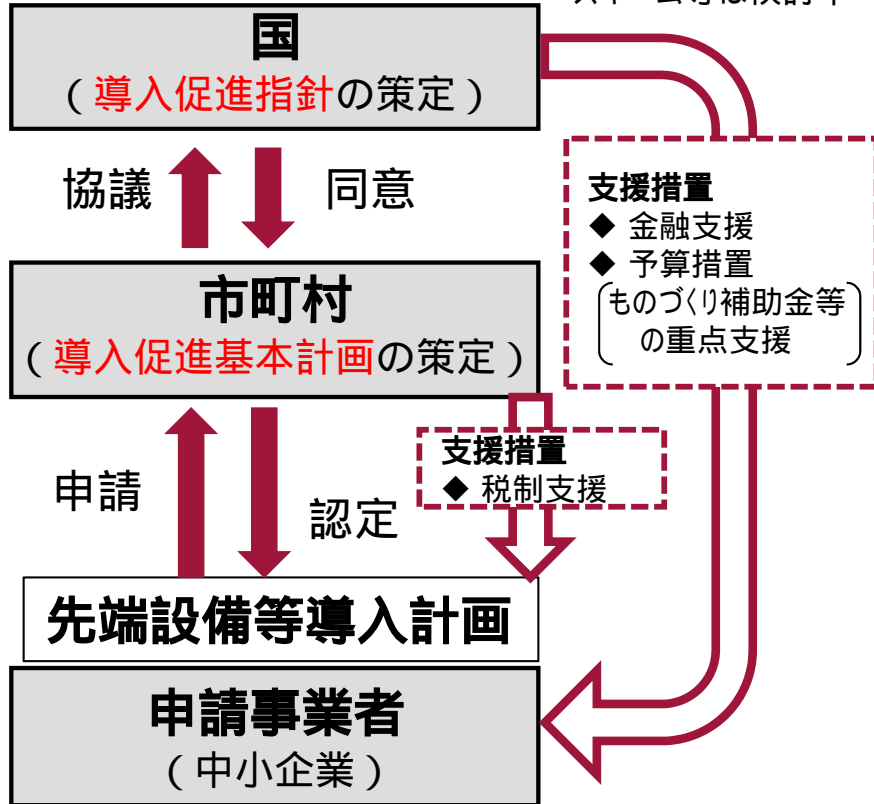
平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了をもって廃止するため、規定を削除。(削除規定は平成31年4月1日施行)

(参考) 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設 (詳細)

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

【生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)】

スキーム等は検討中



対象者 1	中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村 2
対象設備 1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 機械装置（160万円以上/10年以内） 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） 器具備品（30万円以上/6年以内） 建物附属設備（ 3 ）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2（ 4 ）に軽減

- 1 市町村によって異なる場合あり 2 市町村内で地域指定がある場合あり
3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く 4 市町村の条例で定める割合

➤ 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。

小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)

平成30年度予算案額 42.5億円(42.5億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき金融確保の面で極めて困難な立場に置かれています。
- こうした状況を踏まえ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が2,000万円を上限に無担保・無保証人・低利で融資を行います。
- また、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が7,200万円を上限に低利で融資を行います。
- 本予算は、制度の円滑な推進を図るため、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。

成果目標

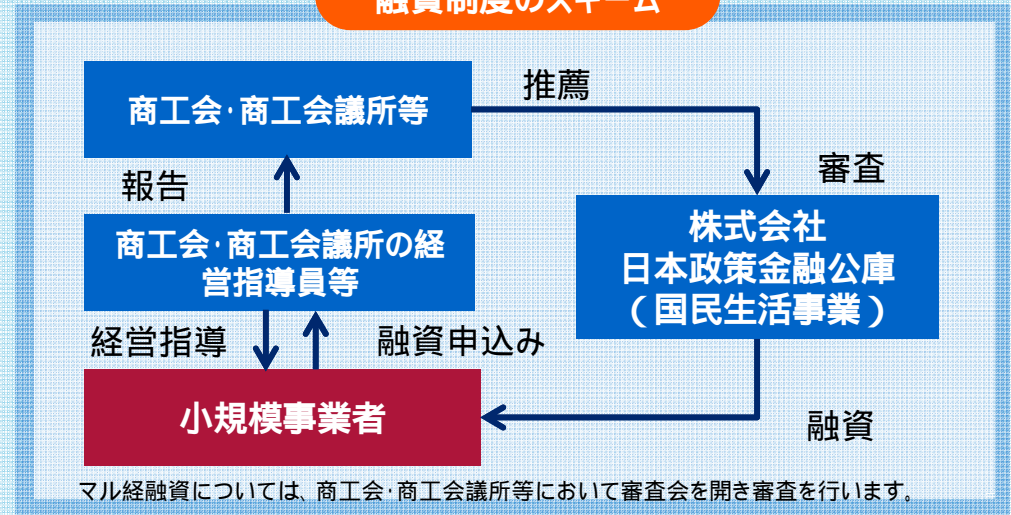
- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

融資制度のスキーム



貸付条件

<小規模事業者経営改善資金>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：1.11% (平成29年8月1日現在)
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 担保等：無担保・無保証人
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

<小規模事業者経営発達支援資金>

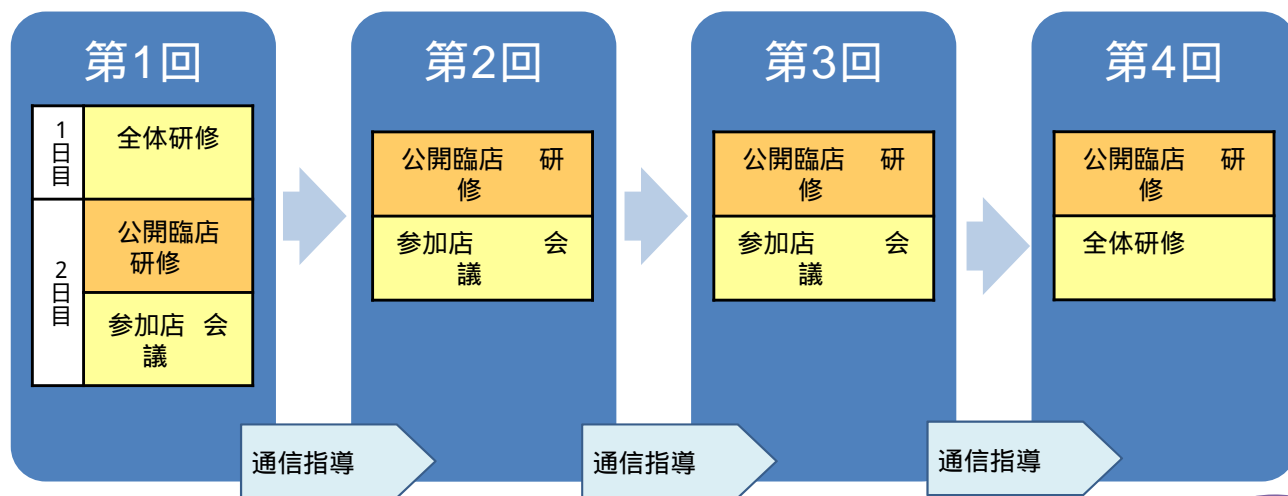
- 貸付限度額：7,200万円
- 貸付金利：特別利率1 (基準金利から - 0.4%)
雇用の拡大を図る者については、上記から更に - 0.1%
- 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金8年以内

繁盛店づくり支援事業（株式会社全国商店街支援センター）



- 繁盛店づくりの実践的なノウハウ・知識などを習得するため、カリキュラムに基づき臨店研修（参加店舗に講師が出向き課題の抽出と改善アドバイスを実施）や全体研修（座学）などを実施。各店舗の改善のポイントなどは、全体研修などに商店街関係者が参加して共有。本事業を通じて参加店同士の関係の構築を図りながら、商店街全体の魅力向上に取り組む人材の育成を行うことで、組織の基盤づくりを行う。

研修期間：3～4か月程度



個店が「商売繁盛」せずして、
商店街活性化の道なし



すぐにできる取組を実践

平成28年度「集客数」の向上
全商店街平均「集客数」：前年比率 109.6%

平成28年度「売上高」の向上
全商店街平均「売上高」：前年比率 113.3%

活性化した商店街とは、
「繁盛店が軒を連ねる商店街」である



講師、店主同士のアットホームな雰囲気での熱い議論

2 . 各店舗の取組を支援します

販路開拓・新商品開発を支援します

- 小規模事業者対策推進事業
- 小規模事業者持続化補助金
- ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金

小規模事業者対策推進事業

平成30年度予算案額 49.4億円（49.4億円）

事業の内容

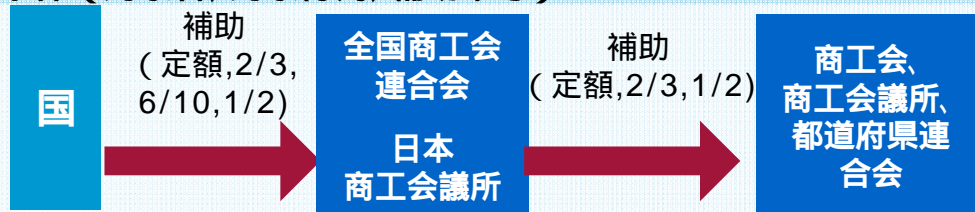
事業目的・概要

- 小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。また、そのような小規模事業者にとって極めて身近な存在で、日々小規模事業者と向き合った経営指導を行っている商工会・商工会議所は小規模事業者の振興において重要な役割を担っています。
- 本事業は、商工会・商工会議所等の支援体制の確保や、地域資源を活用した地域経済活性化や販路開拓等の取組を支援します。
- また、改正小規模事業者支援法に基づき商工会・商工会議所が認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき実施する事業計画の実施支援等の伴走型の小規模事業者支援を推進します。

成果目標

- 平成14年度からの事業であり、約200カ所の商工会・商工会議所等が実施する特産品開発・販路開拓等を支援し、補助事業終了2年後に80%が事業化を達成することを目指します。
- また、伴走型の小規模事業者支援を推進し、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所のすべてが目標を達成することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）伴走型小規模事業者支援推進事業

- 商工会・商工会議所が認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模事業者の事業計画の策定・実施支援など伴走型の小規模事業者支援を推進します。

（2）地域力活用新事業創出支援事業

- 商工会・商工会議所等が地域の小規模事業者と連携して行う特産品開発・販路開拓や観光集客の取組等、複数の事業者の売上増大につながる取組を支援します。

調査研究事業（事業可能性調査(F/S)）

補助上限500万円、定額補助

本体事業（特産品開発、観光開発など）

1年目：補助上限800万円、補助率2/3

2年目：補助上限600万円、補助率1/2

（3）商工会・商工会議所等の指導事業

- 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会・商工会議所等を指導するための人件費や研修開催費等、商工会・商工会議所の万全な支援体制を確保するための経費を補助します。

小規模事業者支援パッケージ事業

平成29年度補正予算案額 120.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、事業者数で9割を占め、地元からの雇用者比率も高く、その持続的発展が地域経済にとって極めて重要です。
- 一方、小規模事業者は、人口減少やグローバル化など、地域経済の構造変化の影響を大きく受けており、既存の顧客・商圈を超えた販路開拓や生産性向上に向けた取組を通じ、「生産性革命」を実現するとともに、足下で喫緊の課題となっている事業承継、働き方改革・人材不足などへの対応を図ることが必要です。
- そのため、小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。特に、事業承継の円滑化に資する取組の一層の重点化を図ります。
- また、展示会・商談会の開催や販売拠点の設置などにより小規模事業者単独では難しい広域での販路開拓を支援します。

成果目標

- 小規模事業者持続化補助金等により約20,000者の販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が将来の事業承継も見据え、ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援します。

賃上げ等の従業員の処遇改善を実施する事業者について補助上限額を増額するとともに、事業承継に向けた取組、生産性向上に向けた取組を実施する事業者を重点的に支援します。

< 小規模事業者持続化補助金 >

補助率：2/3

補助上限額：50万円

100万円

（賃上げ、海外展開、買物弱者対策等）

500万円（将来の事業承継を見据えた共同設備投資等）

等

2. 広域型販路開拓環境整備事業

商工会・商工会議所をはじめとする中小企業・小規模事業者団体等が、ブランドの磨き上げ、展示会・商談会の開催、都市部での販売拠点（アンテナショップ）の設置、インターネット通販サイトなどの環境を提供していくことを支援。

小規模事業者等が取り扱う商品・サービスのブランディング、認知度向上、テストマーケティングの実施、消費者と接する機会の創出を目指します。

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

平成29年度補正予算案額 1000.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 足腰の強い経済を構築するためには、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の生産性向上を図ることが必要です。
- 中小企業・小規模事業者が、認定支援機関と連携して、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。また、設備投資等とあわせて専門家に依頼する費用も支援します。
- 2020年度までの集中投資期間中、生産性向上のための新たな設備投資を強力に後押しするため、自治体の自主性に配慮しつつ、固定資産税の負担減免のための措置を講じ、これに合わせて、本予算等による重点支援を行います（固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者について、その点も加味した優先採択を行います）。

成果目標

- 事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組みものであること。
- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的サービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。



事業イメージ

1. 企業間データ活用型（補助上限額：1,000万円/者、補助率2/3）

複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。

（例）データ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って、連携体が共同して新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組など
連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能

【3社連携の場合】

A社	1000万円	+	200万円×3 = 600万円
B社	1000万円		
C社	1000万円		

（連携体内で配分可能）

2. 一般型（補助上限額：1,000万円、補助率1/2）

中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

平成30年通常国会提出予定の生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）に基づく先端設備等導入計画（仮称）の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

3. 小規模型（補助上限額：500万円、補助率：小規模事業者2/3、その他1/2）

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援します。（設備投資を伴わない試作開発等も支援）

専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ（1～3共通）

2 . 各店舗の取組を支援します

事業承継を支援します

- 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業
- 事業承継・世代交代集中支援事業
- 事業承継税制

中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業

平成30年度予算案額 68.8億円（61.1億円）

(1) 中小企業庁 金融課
03-3501-2876
(2) 中小企業庁 財務課
03-3501-5803

事業の内容

事業目的・概要

- 各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生に向けた支援及び円滑な債務整理に向けた支援を行います。また、「事業引継ぎ支援センター」において事業引継ぎに向けた支援を行います。

(再生支援等)

事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を行います。また、事業再生に窮する中小企業者等に対して、個人保証債務の整理に係る弁済計画の策定や債権者調整等の支援を実施します。

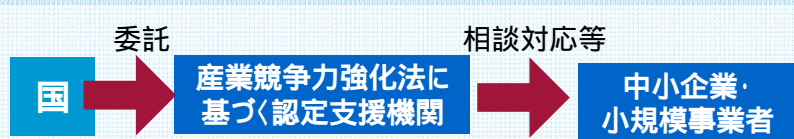
(事業引継ぎ支援)

後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行います。また、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングも行います。

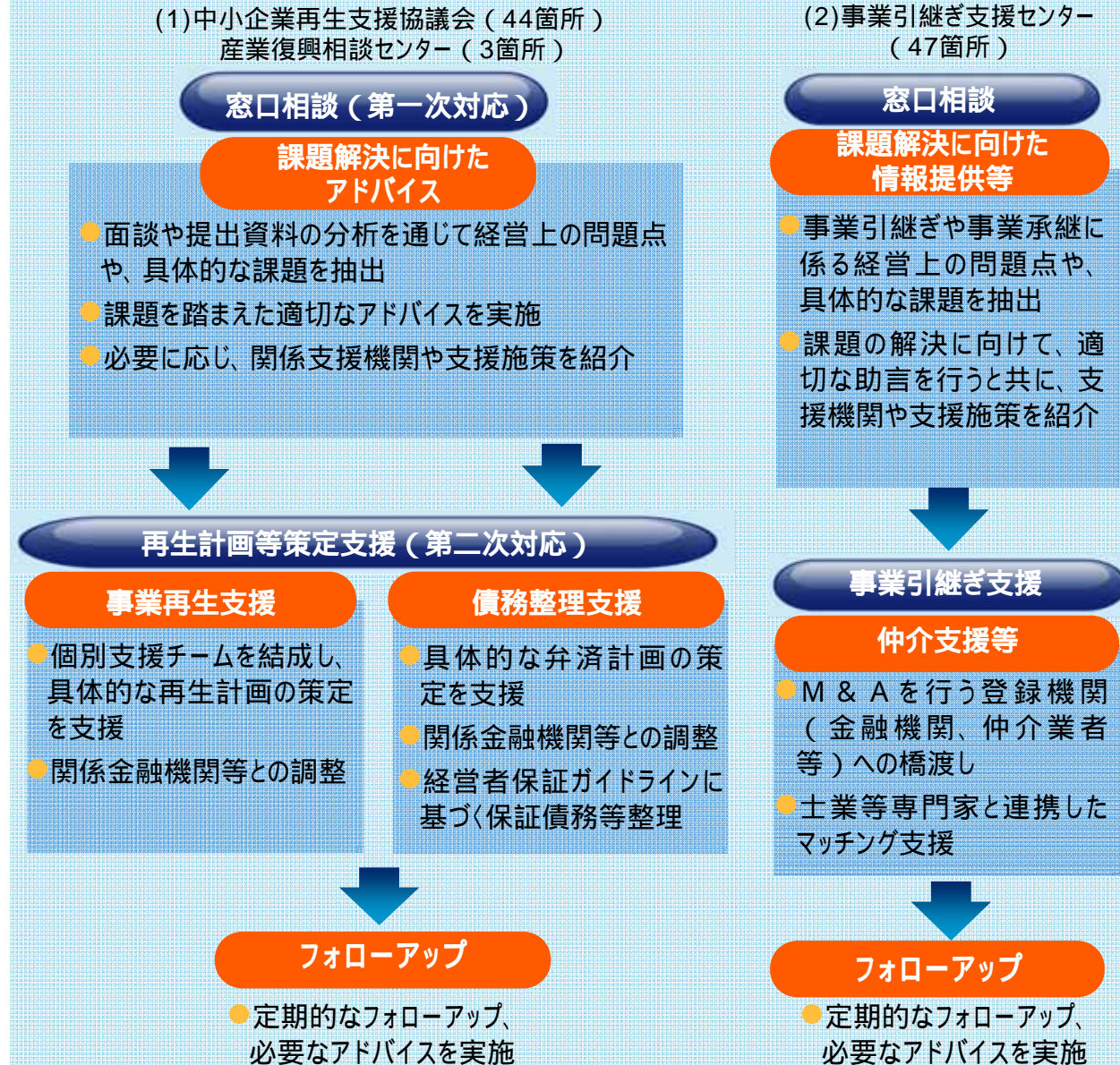
成果目標

- 平成30年から平成34年までの5年間の成果目標として、再生支援等では二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率）の低減を目指します。事業引継ぎ支援では5年後に事業引継ぎ支援センターのマッチング件数が年間2000件になることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



事業承継・世代交代集中支援事業

平成29年度補正予算案額 50.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 地域の雇用を支える中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進展し、今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となる一方で、そのうち約半数は後継者未定の状態です。
- 現状を放置すると、中小企業・小規模事業者の廃業が急増し、多数の雇用・経済価値を喪失することになることから、中小企業経営者の円滑な世代交代・事業承継に向けて、承継の準備段階から承継後まで切れ目のない支援を集中的に実施します。
- 具体的には、中小企業・小規模事業者の収益力の向上と地域に根付いた価値ある事業の次世代への承継のため、事業承継ネットワークを構築することによる支援専門家へのアクセス環境整備、事業承継・世代交代を契機とした経営革新や事業転換を図る取組を支援します。

成果目標

- 休廃業リスクの高い事業者に対する的確な事業承継支援の実施を目指します。
- 補助事業者の事業計画達成率を80%以上とすることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) プッシュ型事業承継支援高度化事業

事業承継ネットワークの全国展開を図るとともに、各地域の事業承継支援において中核的役割を果たす支援機関において、国から地域別・業種別休廃業リスク分析等の高度なデータの提供を受けた上、それらデータの分析結果に基づいて、特に支援が必要とされる地域・業種に対して、集中的かつ効果的に、プッシュ型の働きかけを行います。

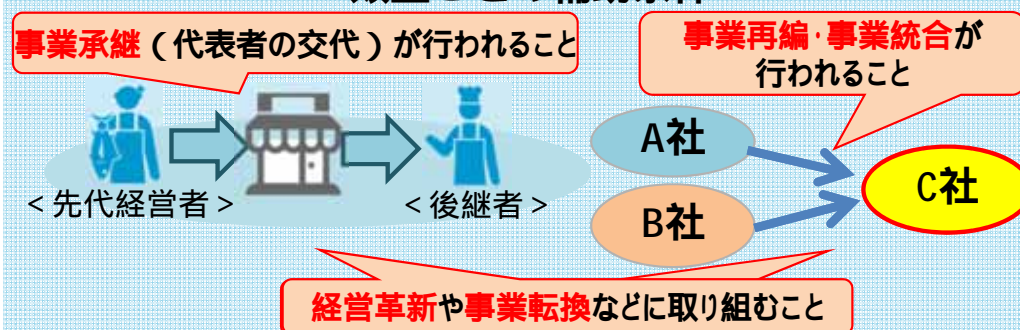
データ分析やその活用等を効果的に行うため、中核的支援機関に対して、必要なスキル・能力を担当者に習得させる研修・講習会を行うことを支援し、また、専門的知見・資質をもったコーディネーターを配置します。

(2) 事業承継補助金

事業承継・世代交代を契機として、経営革新（ベンチャー型事業承継）等に取り組む中小企業、事業転換に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援します。

サプライチェーンや地域に根付いた価値ある事業の継続のために、事業再編・事業統合を促進して、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展を図る取組に必要な経費を支援します。

< 類型ごとの補助条件 >



中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制)

(相続税・贈与税)

拡充

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、今後5年以内に承継計画（仮称）を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。
- 対象株式数・猶予割合の拡大 対象者の拡大 雇用要件の弾力化 新たな減免制度の創設等を行う。

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度

納税猶予の対象になる株式数には2/3の上限があり、相続税の猶予割合は80%。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。税制の対象となるのは、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみ。

改正案

対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能に。また、納税猶予割合も100%に拡大することで、承継時の税負担ゼロに。

親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度

後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じる。

税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ猶予打切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正案

売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。

5年間で平均8割以上の雇用要件を未達成の場合でも、猶予を継続可能に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

3 . 商店街事務局を支援します

4 . 商店街の資産の活用を支援します

- **企業活力強化資金（流通・サービス業関連、中心市街地関連）**
- **全国商店街支援センター（まちゼミ研修事業、商人塾支援事業）**

政策金融による商店街支援 ～ 企業活力強化資金 / 観光産業等生産性向上資金 ～

中小小売・卸・サービス業者等に対して、日本政策金融公庫による低利融資を実施しています。
 経営の合理化等に取り組む際に必要となる設備資金について、特別利率 で融資を受けることが可能です。

	貸付限度額 (うち運転資金)	基準金利 (H30.1.5現在)	特別利率	特別利率	特別利率
中小企業事業 (中小企業者向け)	7億2,000万円 (2億5,000万円)	5年：1.21% ()	基準金利 - 0.40%	基準金利 - 0.65%	基準金利 - 0.90%
国民生活事業 (小規模事業者向け)	7,200万円 (4,800万円)	5年：1.76% ()			

標準的な貸付利率。適用利率は信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて所定の利率が適用されます。

以下のような取組に関しては、更に充実した支援を実施しています

中心市街地関連地域において事業を営む方

設備資金・運転資金 **【中小：特利、国民：特利、】**

(例)

- ・小売店が経営管理の合理化、省力化を図るために導入する最新式POSレジ等の導入費用

< POSレジ導入費用 >



空き店舗への出店をご検討の方 () 設備資金

【中小：特利 国民：特利】

(例)

- ・飲食店が商店街の空き店舗に出店する際の建物の取得費用や内装費用、冷蔵庫等の導入費用

< 冷蔵庫導入費用 >



一定の要件を満たす商店街の空き店舗が対象となります。

地域商店街活性化法の認定を受けた地区において事業を営む方

設備資金・運転資金

【中小：特利 国民：特利】

(例)

- ・同地区内の食品製造卸店が、経営の合理化を図るために、古くなった調理機械を最新式のものに更新する際の導入費用

< 調理機械導入費用 >



インバウンド対応に係る取組を行う方

設備資金・運転資金

【中小：特利 国民：特利】

(例)

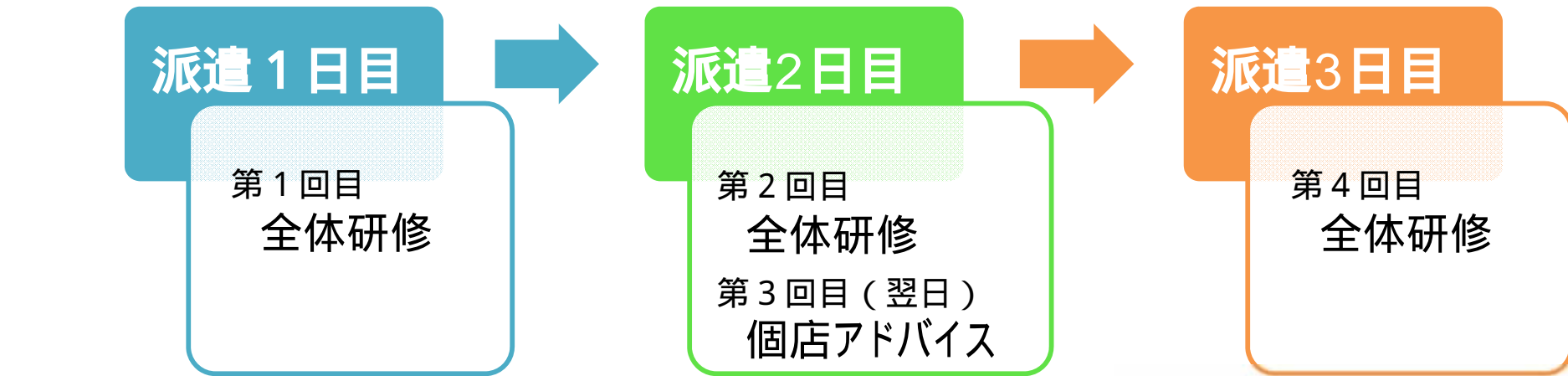
- ・免税手続きカウンターを設置する際の免税対応システム（パスポートリーダー、タブレット等）の導入費用

< 免税システム導入費用 >



まちゼミ研修事業（株式会社全国商店街支援センター）

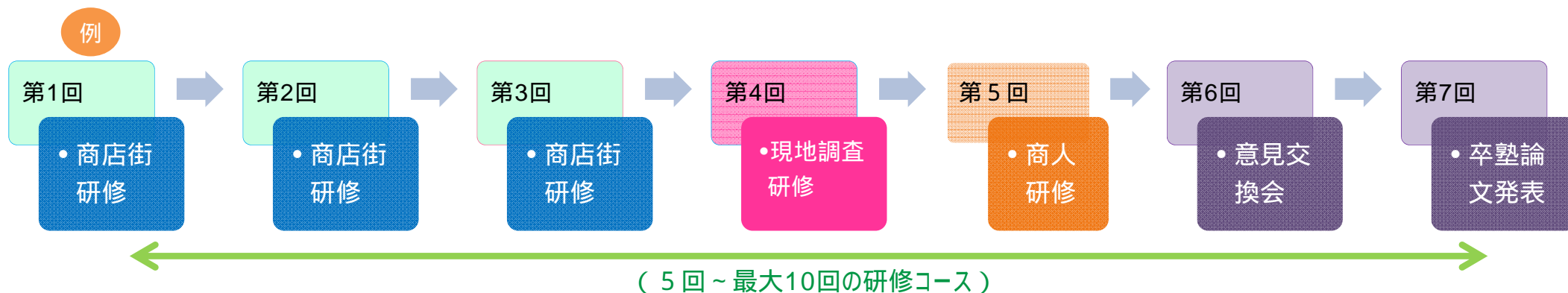
- 「まちゼミ」とは、個店と商店街の強力なファンをつくるためのコミュニケーション事業。商品に対する“こだわり”や、“プロならではの専門性”をもつ店主などが、お客様である地域住民にレクチャーし、個店の魅力を訴求。
- 本事業では、まちゼミを実施したことがない商店街や、まちゼミ研修を初めて受ける商店街を対象に、まちゼミの本質理解・運営体制の構築・講座実施のノウハウを学ぶための研修を実施。



『初心者の為の万年筆講座』（文具店）

商人塾支援事業（株式会社全国商店街支援センター）

- 商店街活性化に向けて必要な知識・スキルを有する商店街人材と、若手後継者等の「次世代リーダー」を発掘・育成するための「商人塾」開催を支援。商人塾受講者（塾生）の次世代リーダーとしての資質を高めるとともに、塾生間ならびに商店街間のネットワーク構築を目指す。



研修内容	概要
商店街研修	商店街に関連する各種事業の専門家による講義（2～3時間程度/回）
商人研修	企業家精神・個店経営力アップ等（2～3時間程度/回）
現地調査研修	先進的な取組を実施する商店街の視察（日帰り又は1泊2日/回） オプション
意見交換会	上記研修を踏まえ、さらに議論を深めて卒塾論文を作成（2～3時間程度/回）
卒塾論文発表（閉塾式）	塾生による卒塾論文の発表（2～3時間程度/回）